

「ねんきん定期便」をお送りします。

「ねんきん定期便」は、国民年金および厚生年金保険に加入している皆様に、年金加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や加入実績に応じた年金額などに関する情報をお送りするものです。

同封した書類

- ねんきん定期便
  - ・「これまでの年金加入期間」、「これまでの加入実績に応じた年金額(年額)」…………… A-1 ページ
  - ・「(参考)これまでの保険料納付額」…………… A-2 ページ
  - ・これまでの『年金加入履歴』です。…………… A-3 ページ
  - ・これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況です。…………… A-4 厚ページ
  - ・これまでの国民年金保険料の納付状況です。…………… A-4 国ページ  
(国民年金の加入履歴がある方のみ同封しています。)
- 「ねんきん定期便」の見方ガイド

「ねんきん定期便」には個人情報に記載されていますので、大切に保管してください。

「ねんきん定期便」に関するお問い合わせ先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎北塔39階  
東京都職員共済組合事務局年金保険部年金課  
電話 0570-03-4165 【ナビダイヤル】  
受付時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
9時～17時(電話が混み合っつながらりにくい場合があります)  
E-mail S9000063@section.metro.tokyo.jp

# ねんきん定期便

様の「ねんきん定期便」です。  
この定期便は下記時点のデータで作成しています。  
納付記録がデータに反映されるまで日数がかかる場合があります。

国民年金および 一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)
年 月 日	年 月 日	年 月 日

基礎年金番号	私学共済の加入者番号

(お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。)

このお知らせは、見方ガイドの2～3ページをご覧ください。

## 1. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。)

国民年金(a)			船員保険(c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く)	合算対象期間等	受給資格期間
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
月	月	月	月	(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)
厚生年金保険(b)				月	月	月
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険 計			
月	月	月	月			

## 2. これまでの加入実績に応じた年金額 (年額)

(1) 国民年金	これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額
	円
(2) 厚生年金保険	これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間(国家公務員・地方公務員)	円
私学共済厚生年金期間(私立学校の教職員)	円
(1)+(2)の合計	円

このお知らせは、見方ガイドの4～5ページをご覧ください。

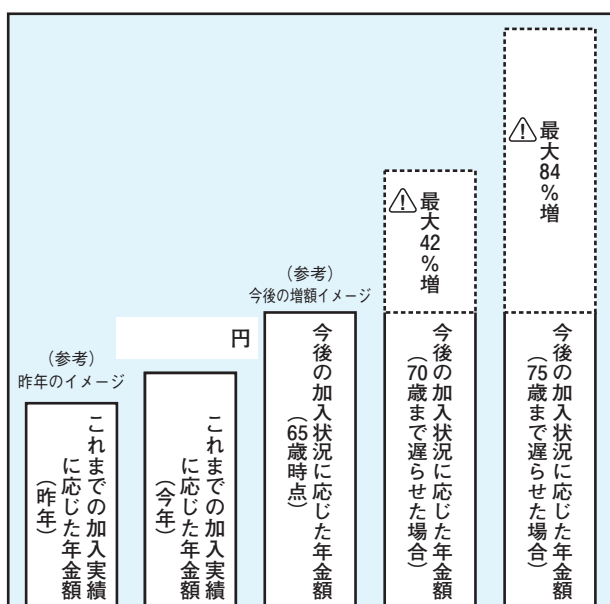
(参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金	国民年金保険料(第1号被保険者期間)
	(累計額) 円
(2) 厚生年金保険	厚生年金保険料(被保険者負担額)
	一般厚生年金期間 (累計額) 円
	公務員厚生年金期間(国家公務員・地方公務員) (累計額) 円
	私学共済厚生年金期間(私立学校の教職員) (累計額) 円
これまでの保険料納付額【(1)+(2)】	(累計額) 円

【備考欄】

国民年金納付額及び一般厚生年金納付額については日本年金機構へ、私学共済年金納付額については日本私立学校振興・共済事業団へお問い合わせください。

年金額のイメージ



- ①保険料を納付していただいた方は、「これまでの加入実績に応じた年金額」が昨年より増額しています。
- ②今後も、保険料を納付していただくことで、更に年金額が増加します。
- ③年金の受給開始時期は、60歳から75歳まで選択できます。
- ④年金の受給を遅らせた場合は、年金額が増加します。  
(70歳を選択した場合、65歳と比較して最大42%増)  
(75歳を選択した場合、最大84%増額)
- ⚠️繰下げ待機期間中に厚生年金保険の被保険者となった場合は、65歳時の本来請求による厚生年金額から在職支給停止額を差し引いた額が繰下げによる増額の対象となります(支給停止になる部分は増額がありません)。また、加給年金も増額の対象とはなりません。
- ⑤支給開始年齢より早く受給する場合は、年金額が減少します。

**これまでの『年金加入履歴』です。**  
表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。  
(このお知らせは、見方ガイドの6～7ページをご覧ください。)

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を 取得した年月日	⑤資格を 失った年月日	⑥加入月数

⑦国民年金(a)										⑧船員保険(c)	
納付済 月数	全額免除 月数	半額免除 月数	4分の3 免除月数	4分の1 免除月数	学特等 月数	第3号 月数	納付済等 月数 計	付加保険料 納付済月数 (再掲)	未納月数 (※)	加入月数	加入期間
								( )			
⑨厚生年金保険(b)								⑩年金加入 期間合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	⑪合算対象 期間等 (d)	⑫受給資格 期間 (a+b+c+d)	
一般厚生年金(厚年)		公務員厚生年金(公共)		私学共済厚生年金(私学)		厚生年金保険 計					
加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数 (経過の職域)	加入期間 (経過の職域)	加入月数 (経過の職域)	加入期間 (経過の職域)	加入月数 (基金) (経過の職域)	加入期間 (基金) (経過の職域)				
( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )				

(※) 納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあるため、「未納月数」に含まれている場合があります。

# これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況です。

表示している金額が当時の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。

(このお知らせは、見方ガイドの8～9ページをご覧ください。)

年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※blank (空白)となっている月は、厚生年金保険に加入していないことを示します。なお、国民年金に加入している月の場合も、同様にblankで示されますので、A-3の『年金加入履歴』とあわせてご確認ください。													
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												

これまでの国民年金保険料の納付状況です。  
表示している納付状況に「誤り」がないかご確認ください。  
(このお知らせは、見方ガイドの10～11ページをご覧ください。)

年度	納付済月数等の内訳				⑤ 未納	⑥ 合算 対象期 間等	月別納付状況											
	① 納付	② 免除	③ 学生 納付 特例 等	④ 計			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月